資料１

【概要版】教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針　～子どもたちの輝く笑顔と豊かな学びのために～

川崎市教育委員会では、**教職員の勤務時間等の実態や意識を把握**し、教職員が心のゆとりを持って児童生徒と向き合う時間や授業の準備等をする時間の確保を図るなどの対策を効率的・効果的に実施することで、**「学校教育の充実」**を図っていくために、本市教職員の勤務実態調査を実施しました。

調査結果等をもとに、総合教育会議や川崎市教育改革推進会議において御意見をいただき、また、学校現場の代表者等とも意見交換をしながら、学校教育の充実が子どもたちの笑顔につながることを念頭に検討を進めてきました。

この度、**教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方、当面の目標、取組の視点及び具体的な取組等を「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」**としてまとめました。

1　教職員の勤務実態と学校を取り巻く環境等

（1）本市教職員の勤務実態調査の結果

①　調査結果の概要

勤務実態調査の結果によると、**多くの教諭の意識**は「授業にやりがいを持ち、**もっと『授業準備』に時間をかけたい**」となっており、**児童生徒と向き合う学習指導を大切にするため、授業準備に時間をかけていきたい**と考えていることがわかりました。（表１～表３）

表１　学校での業務にやりがいを感じているかどうか

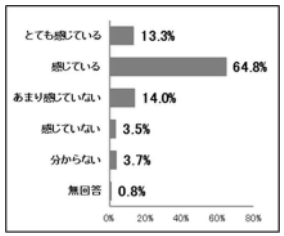

表２　どのような業務にやりがいを感じるか

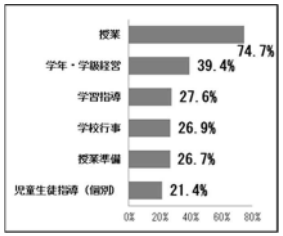

表３　今よりも時間をかけて行いたい業務

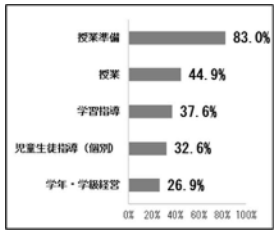

【勤務時間等について】

- **教諭の１日当たりの学内勤務時間**は、**小学校が 10 時間 40 分**、**中学校が 11 時間 23 分**となっている（表４）
- **１週間当たりの学内総勤務時間**は、**中学校の教諭（63 時間 55 分）**、**小学校の教頭（60 時間 22 分）**が**60 時間を超える勤務時間**となっており、また、**中学校の教頭（59 時間 37 分）も 60 時間に近い**勤務時間（表５）
- 特に 29 歳以下の教諭は、小学校が 11 時間 28 分、中学校が 11 時間 52 分と、**若年層ほど長時間勤務の傾向**
- **始業前及び終業後の業務内容**は、**小学校、中学校ともに「授業準備」**や「学年・学級経営」の割合が高く、そのほか**終業後の業務内容**では、小学校は「成績処理」、**中学校は「部活動」**の割合が高い
- **休日等の出勤**は、約７割の教員が行っており、特に**中学校教諭は約８割が月に３日以上出勤**しており、また、出勤時における学内勤務時間の平均は、3 時間 50 分で、**業務内容は、「部活動」**が突出
- **持ち帰り業務を含めた１日の勤務時間**の合計は、勤務日では**教頭、教諭とも 11 時間を超え**、休日等においても中学校教諭は突出して長い時間（4 時間 51 分）となっており、また、小学校・中学校ともに、**特に 29 歳以下の勤務時間が長い**
- **休憩時間**は、**約９割の教職員が「ほとんど」又は「どちらかというと」取れていない**

表４　職名別に見た小・中学校における勤務日１日当たりの学内勤務時間

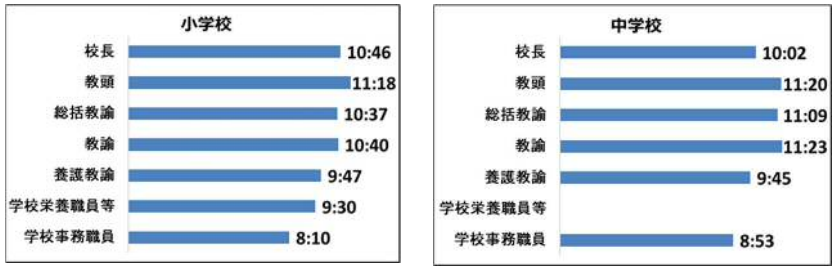

表５　職名別に見た小・中学校における１週間当たりの学内総勤務時間

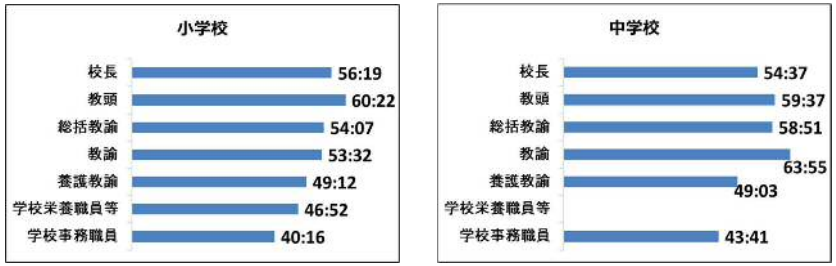

【業務に係る意識について】

- 教員が特に**負担感を感じている業務**は、**「保護者・ＰＴＡ対応」、「調査・報告書作成等」、「成績処理」、「会議・打合せ（校内）」、「学校徴収金・就学援助」**の割合が高くなっているが、**「保護者・ＰＴＡ対応」、「成績処理」**等は**教員が本来担うべき業務として考えている割合も高い**
- **部活動が、学校教育において大きな役割を果たしていると感じている教職員は、約９割**と極めて高くなっている一方、部活動について**負担を感じている教職員は約４割**となっており、そのうち「担当する部活動について、競技・活動経験がない」ものが約６割となっている。また、競技・活動経験がある教職員と比較して、競技・活動経験がない教職員は、指導に関して何かしらの不安を抱えている割合が多い（表６）

表６　部活動の競技・活動経験の有無と指導に対する不安の関係

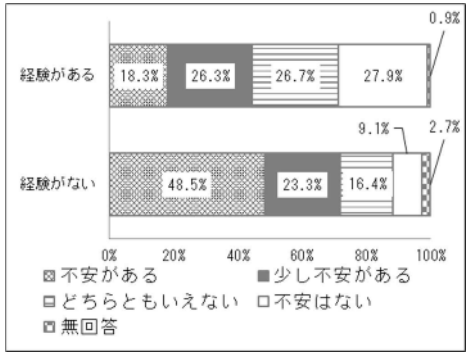

【業務改善の余地について】

- 学校での業務について、**「業務改善できる余地があると思う」と回答した教職員が約６割**となっており、具体的には、学校徴収金・就学援助などの「会計業務」、「調査・報告書作成等」の事務処理的な業務、「会議の効率化」などが挙げられている

② 現状の考察

【勤務時間等について】

- 学級担任制である**小学校は**、学級担任を務める**一人の教諭の授業時数が多く**、児童の休み時間も児童と一緒に行動することで、子ども同士の関わりを把握したり、安全への配慮を行ったりしていることから、**児童の在校中は空き時間がない状況**（表７）
- 教科担任制である**中学校は**、教科により担当する授業時数は異なるが、**生徒指導や進路指導に関わる業務**のウェイトが大きくなる。それらの指導に加え、**部活動に関わる時間が長い状況**（表７）
- そのため、**児童生徒の在校中は教職員間での会議・打合せ、学校運営上必要となる校務分掌に位置づけられた事務、授業準備、教材研究等の時間を十分に取ることができない状況**。つまり、勤務時間中は休憩時間を十分に取得することも難しいうえに、**これらの業務は勤務時間外の対応**とならざるを得ない（表７）
- **経験の浅い教諭**は、授業準備、教材研究等により多くの時間を要することが考えられ、また様々な教育課題に適切に対応していくため、研修を始め、**複雑化・多様化する教育ニーズへの対応や自らの指導力を向上させていく必要があることから、勤務時間外の業務が他の年代より増えている**と推察

表７　教諭の１日の勤務のイメージ図（勤務実態調査における業務時間、業務内容及びヒアリングを踏まえたイメージ）

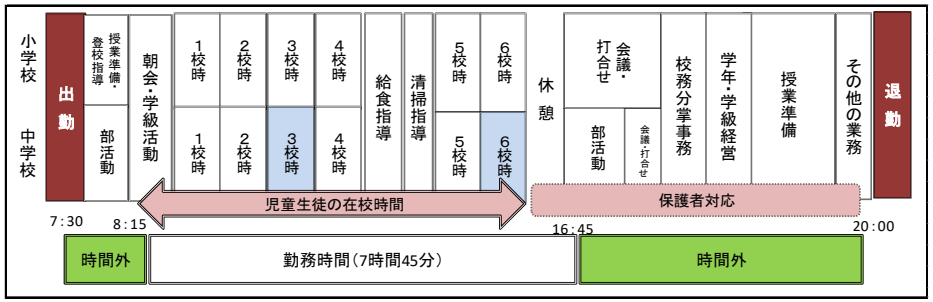

●各学校で勤務時間の開始及び終了時間はそれぞれ異なりますが、小学校では８：30～17：00、中学校では８：15～16：45と定めている学校が多くなっています。（教科担任制である中学校では、担当教科により授業時数は異なるが、授業がない時間（例では３・６校時）は生徒指導（校内巡回等）に携わっている場合が多い。）

●休憩時間は児童生徒の下校後に設定すること（15：30 以降）が多いですが、ほとんど取れていません。

【業務に係る意識について】

- 教頭をはじめとした中堅層以上の教職員が中心となり、**若年層の教諭への指導・助言**や**学校内外での研修**が重要となっているが、そのための**時間を十分に確保できない状況**
- 負担感を感じている業務として、**「保護者対応」**等が高い割合となっており、一人ひとりに応じた適切な支援への対応や新学習指導要領の円滑な実施が求められる中で、**家庭・地域からの要望が複雑化・多様化**しているためと考えられ、**教員としての業務**と捉えつつも、負担感の要因になっていると考察

【業務改善の余地について】

- 学校徴収金・就学援助などの「会計業務」、「調査・報告書作成等」の事務処理的な業務、「会議の効率化」などについては多くの教職員が**改善の余地があると感じている。**これらは、**教育委員会が適切に進めるべきもの**もあり、**各学校・教職員一人ひとりが取り組むべきもの**もある

（２）学校を取り巻く環境と在職年数別教員数の変容

学校に求められる役割の拡大に伴い、教員には、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、道徳の教科化や小学校の外国語教育の導入などの新たな教育課題への対応や、インクルーシブ教育システムへの対応、いじめ・不登校への対応強化など教育環境の充実への対応が求められており、また抱える課題も複雑化・多様化しています。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を実施するための校内支援体制の構築とともに、経験の浅い教員も多いことから、学校全体の教育力をさらに向上させる必要があります。（表８）

表８　在職年数別教員数
（正規教員のみ）

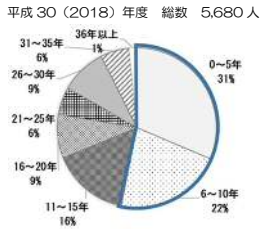

（３）国全体における勤務の長時間化の現状と要因

学校や教員に対する多様な期待は、一方で長時間勤務という形で既に現れています。中央教育審議会における議論では、その要因として、**若手教師の増加、総授業時数の増加、中学校における部活動の指導時間の増加**のほか、**学校及び教師が担う業務の在り方、学校の組織運営体制、勤務時間に関する仕組みや意識、教育環境や体制の整備が主な要因**とされており、こうした**国全体における要因は、本市も共通**するものが多く、基本的な認識は共有できるものと考えます。

2　現状の課題

本市教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況です。**授業準備や教材研究に充てる時間が勤務時間外**となっている状況を踏まえると、現在行っている業務の改善や整理を行うとともに、**学校が担うべき業務**、**教員が担うべき業務について**、教員の専門性を踏まえ、**役割分担の見直し・適正化**を図っていくことが必要です

また、調査結果では、多くの教諭は「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」という意識を持つ一方で、**１週間当たりの学内総勤務時間が 60 時間を超える教諭が多数存在**しています。こうした教職員の勤務実態は、**健康被害防止の観点**のみならず、**ワーク・ライフ・バランスの充実**等の観点からも改善が必要です。

3　働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方

基本的な考え方

日々、児童生徒と向き合う**学校教職員という仕事の特性**を考慮しつつ、教職員が**心身ともに健康を維持**し、**やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行**できるようにすること、また、業務の役割分担・適正化を着実に行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の**本来的な業務に一層専念**できる環境を整えていくことが重要と考えます。

これらの取組により、**学校教育の充実**を図ることで、**子どもたちの笑顔**や**保護者からの信頼**につなげていきたいと考えます。

本方針は、教育基本法第 17 条に定める教育振興基本計画である**「かわさき教育プラン第２期実施計画」**の基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」の施策１「学校運営体制の再構築」の具体的な取組を示すものとして、**第２期実施計画中（平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度まで）の取組**として位置付けていきます。

4　当面の目標と取組の視点

（１）当面の目標

正規の勤務時間を超える在校時間が１か月当たり 80 時間を超える教職員をゼロにする

勤務実態調査では、１週間当たりの学内総勤務時間が **60 時間を超える教頭、教諭等が多数存在**しています。これは、**正規の勤務時間を超える在校時間が１週間当たり 20 時間程度超えていることを意味**し、**１か月当たりでは 80 時間を超える**、いわゆる**「過労死ライン」相当**となっています。（表９）

こうした現状を踏まえ、上記を当面の目標とし、**早急に長時間勤務の解消に向けて対応**するとともに、今後、国における働き方改革の動向や勤務実態等も踏まえつつ適宜目標を見直していきます。

表９　１週間当たりの学内総勤務時間の分布（校種別・職種別）

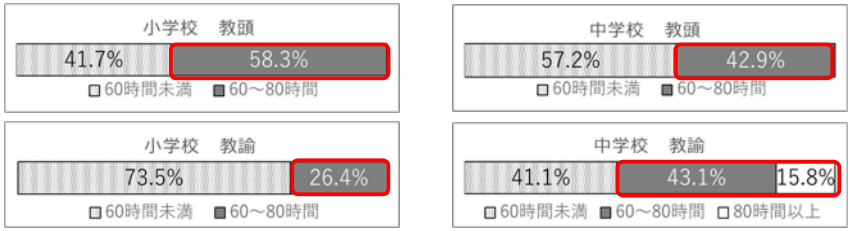

（２）取組の視点

校種や職位ごとの課題を踏まえながら、３つの視点を柱として、多くの教職員が有している**やりがいも大切に**しながら、**総合的に方策を進めていく**ことで、**働き方・仕事の進め方改革を推進**します。

視　点		内　容
1	学校における業務改善・支援体制の整備	教員の専門性が求められる業務に一層注力できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務やより効率化を図ることができる業務について、積極的に整理・工夫を推進することで支援体制を整備していきます。
2	チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保	学校の組織力を一層充実させていく取組や、専門的な知見を持ち、児童生徒に一層効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。
3	働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進	教職員自身が個人や家庭で過ごす時間を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスを大切にしながら、安心し、誇りを持って働くことができるよう、勤務時間に対する意識改革や心身ともに健康を維持できる取組を進めていきます。

5　具体的な取組

（右ページ参照）

6　着実な推進に向けた取組

- 教職員の勤務の現状及び働き方・仕事の進め方改革の意義や取組について、保護者や地域の方々に御理解・御協力していただけるよう十分に説明をしていきます。
- 教職員一人ひとりの業務改善の軽減という観点からの**教職員定数の改善**や**財政的支援**などについて**引き続き国に対して働きかけ**ていきます。
- **かわさき教育プランに基づく取組の進捗管理の中で**、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、**毎年度評価**を行うとともに、評価結果に関する報告書を作成し、公表していきます。

【取組項目・内容・工程】

取組項目	内　容	工程
視点１　学校における業務改善・支援体制の整備		
各学校における業務改善の支援	各学校における日々の業務改善事例を集約・周知することで、好事例を全市的に共有し活用していきます。	継続的に実施
学校給食費の管理のあり方	会計処理の透明性の向上、給食費徴収業務に係る教職員の負担軽減を図るため、平成 33 年度の公会計化導入に向け、検討を進めます。	H33 年度から公会計化を実施
就学援助事務のシステム化	これまで各学校で実施してきた事務処理や請求等の手続きをシステム導入により簡略化・効率化しましたので、今後は効果的に運用していきます。	H31 年度から実施
地域住民等との更なる連携の推進	登下校や放課後の見守り活動の対応等に地域ボランティアの参画を促すこと等で、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動が充実できるようにしていきます。	継続的に実施
校務の情報化の更なる推進	広く学校運営を支える情報基盤である「校務支援システム」を、平成 32 年度に、より使いやすいシステムに改善することで、更なる業務負担の軽減を図ります。	H32 年度から実施
研修体制の見直し	研修の質を維持しながら、一部の研修の回数を削減しました。今後は、講義形式が中心となる集合研修の一部については、ｅラーニングによる研修を実施することを検討します。	継続的に実施
調査業務の見直し	ICT 環境を活用した調査手法の見直しを行ったところですが、今後も引き続き教職員の負担軽減に繋がるよう、調査業務の見直しに向け継続的に検討していきます。	継続的に実施
留守番電話の設置	勤務時間外に授業準備等を行う時間を確実に確保するため、また、教職員が勤務に対して一定の区切りをつけるきっかけとするため、留守番電話の設置を進めます。	H31 年度小・特別支援学校全校に設置
視点２　チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保		
教職員配置の工夫	教職員の負担軽減の観点も考慮しながら、継続的に本市の教育課題に対応した効果的な教職員配置を検討していきます。	継続的に実施
学校事務職員の能力活用	学校事務職員のキャリア等を勘案しながら、教員との業務の連携・分担や校務運営における学校事務職員の果たすべき役割などの検討を進めていきます。	継続的に実施
教職員事務支援員の配置拡充	小学校では、学級担任を務める一人の授業時数が多く、児童の在校中は、授業準備を行う時間の確保が難しいため、負担軽減を図ります。	H31 年度 小・中学校　28 人
部活動指導員の配置拡充	中学校では、部活動に関わる時間が長いことや、競技活動経験がない教員は指導に関して何かしらの不安を抱えている割合が多い状況から、負担軽減を図ります。	H31 年度 中学校　７人
専門スタッフの効果的な配置の継続	今後も、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外国語指導助手、理科支援員、学校司書等の学校を支える専門スタッフの人材を確保するとともに、効果的な配置を継続していきます。	継続的に実施
法律相談体制の拡充	現状の法律相談業務に加え、法曹有資格者を任用するなど、児童生徒を取り巻く問題、保護者等の過剰な苦情や不当な要求等への対応に活用し、学校への支援体制を拡充していきます。	H31 年度から実施
視点３　働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進		
一人ひとりの意識改革	管理職をはじめ全教職員に対し、働き方・仕事の進め方に関する研修の実施や各学校の事例の共有などを通じて、継続的に意識改革を図っていきます。	継続的に実施
出退勤時間の管理	自らの在校時間を客観的に確認することで勤務時間に対する意識改革を進めるとともに、意識改革の契機とし、教職員の健康管理や業務改善のフォローアップにつなげていきます。	H31 年度から実施
学校閉庁日の実施	教職員の心身の健康保持、増進を図るとともに、勤務時間に対する意識向上に向けた取組として継続的に実施していきます。	H31 年度から本実施（試行済み）
部活動指導に係る方針の徹底	生徒の健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するものとして、取組状況の把握・指導・助言を行っていきます。	H31 年度から本実施（H30.６から実施）
ヘルスリテラシー向上の取組	自身の健康増進の意義を十分認識し、正確な知識を備え日々実践し、『自分の健康は自分で守る』ことができる「ヘルスリテラシー向上の取組」を推進します。	継続的に実施